# 健康保険組合からのお知らせ

令和４年８月１日

事　　業　　主　様
健保事務担当者　様

★★★★短時間労働者に係る健康保険・厚生年金保険の適用拡大について★★★★

令和４年１０月から、従業員数（フルタイム従業員数＋週労働時間がフルタイムの３／４以上の従業員数）が常時１００人を超える事業所に勤務する短時間労働者の加入が義務化されます。

また、適用の要件も下表のとおり改正されていますのでご確認ください。

短時間労働者の適用要件
（特に従業員数・勤務期間の要件が大きく変わりますのでご注意願います。）

| 区　分 | 要件 | 現　行 | 令和４年１０月～ | 令和６年１０月～ |
|---|---|---|---|---|
| 事業所 | 従業員数 | 常時５００人超 | 常時１００人超 | 常時５０人超 |
| 短時間労働者 | 勤務期間 | 継続して１年以上使用される見込み | 継続して２ヶ月を超えて使用される見込み | |
| | 労働時間 | １週間の所定労働時間が２０時間以上であること。 | | |
| | 賃金 | 月額８８，０００円以上であること。 | | |
| | 適用除外 | 学生でないこと。 | | |

＜参考＞　被保険者の資格取得基準

◆　４分の３基準

１週間の所定労働時間及び１ヶ月間の所定労働日数が、同一の事業所に使用される通常の労働者の４分の３以上である方は、健康保険・厚生年金の被保険者になります。

◆　短時間労働者

４分の３基準を満たさない方で、上記「短時間労働者の適用要件」のすべてを満たす方は、短時間労働者として健康保険・厚生年金の被保険者になります。